

- **大臣認定制度**とは、建築物省エネ法第23条に基づき、特殊の構造又は設備を用いる建築物が省エネ基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有することを国土交通大臣が認定する制度。
- 大臣認定の審査は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う**性能評価***1*2に基づき行われる。
 - ※1 性能評価の結果を第三者認証（BELS等）に活用することも可能
 - ※2 未評価技術の評価の円滑化のため、「特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン」を公表（令和5年9月）
- 大臣認定を受けた場合、省エネ適判が必要な建築物については、適合判定通知書の交付を受けたものとみなす等の特例が適用される。

<省エネ適判、性能評価、大臣認定の関係>

